石運輸第１１６５号の２
石運整第４４３号の２
平成２７年３月５日

石川県内自動車運送事業者　各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等に基づく体調急変に伴う事故防止対策の再徹底について

標記について、北陸信越運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別紙（平成２７年３月３日付け北信交監第４５６号、北信技保第８９号）のとおり通達がありましたので了知願います。

石運監
第767号
27.3.-4
北陸信越運輸局

北信交監第４５６号
北信技保第８９号
平成２７年３月３日

石川運輸支局長　殿

自動車交通部長

自動車技術安全部長

「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等に基づく体調急変に伴う事故防止対策の再徹底について

標記について、自動車局安全政策課長から別紙写し（平成２７年２月２７日付け国自安第２３３号の２）のとおり通達があったので、了知されるとともに、関係事業者に対し指導願います。

交監
第384号
27.3.-2
北陸信越運輸局

国自安第２３３号の２
平成２７年２月２７日

北陸信越運輸局自動車交通部長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等に基づく体調急変に伴う事故防止対策の再徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通達したので了知するとともに、関係事業者に対し指導されたい。

技係
第138号
27.3.-2
北陸信越運輸局

国自安第２３３号の２
平成２７年２月２７日

北陸信越運輸局自動車技術安全部長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等に基づく体調急変に伴う事故防止対策の再徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通達したので了知するとともに、関係事業者に対し指導されたい。

【別　添】

国自安第２３３号
平成２７年２月２７日

公益社団法人日本バス協会会長　殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長　殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長　殿
公益社団法人全日本トラック協会会長　殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等に基づく体調急変に伴う
事故防止対策の再徹底について

国土交通省では、昨年３月３日の北陸道高速乗合バス事故等を踏まえ、従来からの運転者の健康管理に係る施策を見直し、同４月１８日に「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の改訂を行うとともに、事業用自動車の運転者の体調急変に伴う事故の発生の防止策に関しては、機会あるごとに周知を図ってきたところです。

まもなく、北陸道高速乗合バス事故から１年を迎えること、また、ゴールデンウィーク等の多客期を迎えることから、より一層の安全性向上が図られるよう、傘下会員に対し、下記の内容をはじめとした「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等の運転者の体調急変に伴う事故を防止するための対策の再徹底を図るようお願いします。

記

１．定期健康診断による疾病の把握

定期健康診断において、要再検査や要精密検査、要治療の所見がある場合には、当該運転者に医師の診断または治療させ、その結果（医師からの乗務に係る意見）を把握すること。

２．就業上の措置の決定

上記１における医師からの意見等を勘案し、当該運転者における就業上の措置（業務負担の軽減、業務転換、乗務の継続／中止等の措置）を講じること。

乗務の軽減や転換などの措置を行った場合には、当該運転者に対して、医師等

による改善指導又は保健指導を受けさせ、健康状態を継続的に把握すること。

３．乗務前点呼における乗務判断

乗務前の点呼において、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルに定められている判断目安に基づき、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定すること。

４．乗務中の判断・対処

乗務中に、自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気等に係る前兆や自覚症状等が現れた場合には、運転者は無理に運転を継続せずに、近くの駐車場やサービスエリア・パーキングエリア等にて休憩を取り、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

また、実際に体調が悪化した場合、または、急を要する脳・心臓疾患の前兆や自覚症状が現れた場合には、即座に運転を中止し、車両を安全な場所に停車させるなどして安全を確保し、速やかに運行管理者等に報告するよう指導すること。

上記４点は、乗務員の健康状態の把握等に係る事業者が措置しなければならない義務事項であるので、適確に実施されたい。

５．平時からの健康増進

上記４点のほか、運転者の疾病の発症や健康状態の悪化につながる過労等をできるだけ引き起こさないためには、産業医やヘルスケア機器、各種スクリーニング検査等を活用した健康状態の確認と、働く人それぞれの状況に応じたきめ細やかな労務管理に努められたい。

また、運転者が自主的に疾病・過労を申告し、安心して治療し現場復帰できるような社内環境・雇用環境の整備に努められたい。